

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定	R2.10.12、R1.10.11 H29.02.21、H27.10.14
作成	H27.07.21、H27.02.18 H26.10.07、H26.5.29 H26.01.27、H25.12.26 H25.07.26

検討課題	10	議会報告会の開催
区分	I - A	
関連条例内容	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、委員会においては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>	
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報及び意見を交換することができる場の開催方法の検討と開催要領の作成（原案作成済）</li> <li>・報告内容は、「こんにちは！市議会です」を活用（ベース）できないか。</li> <li>・議会報告会は、議会からの報告という目的と、市民からの意見を聞くという目的（広聴広報機能）の2つがある。</li> <li>・広報機能としては、議会だよりや議会報告番組「こんにちは！市議会です」がある。</li> <li>・広聴としては、所管事務調査において市民（団体）との意見交換を行っているが、議会全体での広聴機能の検討が必要</li> <li>・新たな広聴として市民アンケートの実施の検討。</li> </ul>	
	現状分析	議論する内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結果、2ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い市長に政策提言を行うこととした。</li> <li>・平成23年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体等）との意見交換会を開催することとしている。</li> <li>・議会報告会の前段として、平成23年9月定例会から広聴広報委員会監修による議会報告番組「こんにちは！市議会です」を放送している。（ケーブルテレビとインターネット）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方向性について（フリーテーマ型？政策テーマ型？）</li> <li>・市民参加について参加の規模、地区割り等</li> <li>・市民アンケートの実施で市民意向の把握について（検討課題カルテ32）</li> <li>・広聴機能としての市民アンケートの活用について</li> <li>・議会報告会という名称についての検討。他の名称、市民との懇談会等。</li> <li>・議会報告会の持つ2つの意味、議会活動報告の部分の広報機能と市民から様々な意見を聞く広聴機能についての確認。</li> </ul>
	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケートでの意見を確認。市民はどのような意向なのか把握。</li> <li>・市民アンケートに盛り込む内容の検討。具体的な内容等については（株）ぎょうせいに依頼。</li> <li>・開催規模や地区割りを検討。地域課題をテーマにまちづくり協議会との開催を検討。</li> <li>・広聴としての市民からの意見に対し、具体的にどの様に対応するのかの検討が必要。</li> <li>・すなわち、政策的に提言する場合について、議員個々での対応でなく、議会としての提言とするため、政策検討会議（仮称）の設置を検討。</li> <li>・政策検討会議の具体的な内容は別にカルテを作成する。（検討課題カルテ35）</li> </ul>	

現状分析	議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会運営委員会で、京都府京丹後市議会（議会改革度全国1位）を視察。（平成25年8月7日）</li> <li>・議会運営委員会で、滋賀県栗東市、兵庫県淡路市及び大阪府柏原市を視察（平成26年4月23日、24日）</li> <li>・市議会に対する市民意見・要望の把握等を目的として、市内の20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人に対し、市民アンケート（亀山市議会に関する市民意識調査）を実施。回答率：36%（平成26年7月29日～8月18日） 市民アンケートの結果、議会報告会の必要性は59.4%が必要と感じながらも、出席については25.6%と半分程度であり、積極的な参加意識までには至っていないことが分かった。（平成26年10月7日第25回検討部会）</li> <li>・市議会に対する市民意見・要望の把握等を目的として、市内の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人に対し、市民アンケート（亀山市議会に関する市民意識調査）を実施。回答率：32.9%（平成30年8月3日～8月20日）</li> </ul>	<p>広聴機能について議論を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者について、従来は市民としているが、フリーなテーマで行うのか何らかのテーマを持って行うのかの検討。</li> <li>・これに合わせて、例えば地域課題という観点からは、まちづくり協議会との懇談会を模索できないか。</li> <li>・議会報告会を行わない場合、市民の声を把握する広聴機能としての市民アンケートの活用についての検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会について、各会派から意見を集約し協議を行う（平成27年2月18日第28回検討部会）</li> <li>・四日市市議会議会報告会を見学（平成27年7月6日）</li> <li>・議会報告会について、各会派から意見を集約し協議を行う。（平成27年10月14日第34回検討部会）</li> <li>・議会報告会については今後1年間は開催せず、議論を続けることとし、所管事務調査については、さらに充実をさせていくことを確認。（平成27年10月20日 第15回議会改革推進会議）</li> <li>・議会報告会については今年1年間は開催せず、議論を続けることとし、具体的な手法や議員と事務局の役割等について検討していくことを確認。（平成29年1月25日 第44回検討部会）</li> <li>・議会報告会については今後1年間は取り組まないが、議論を続けていくことを確認。（平成31年2月6日 第55回検討部会）</li> <li>・所管事務調査で実施している意見交換会を亀山市議会における広聴活動として位置付けることを確認（令和元年10月11日 第59回検討部会）</li> <li>・所管事務調査で実施している意見交換会を亀山市議会における広聴活動として位置付けることを決定し、検討課題は「完了」とする。（令和元年10月23日 第27回推進会議）</li> <li>・所管事務調査における意見交換会の充実のため、正副委員長会議において次の2点を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①相手方となる団体等に場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととする。</li> <li>②意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるようあらかじめ日時等について周知を図ることとする。</li> </ul> （令和元年11月21日 正副委員長会議） </li> <li>・令和元年11月21日の正副委員長会議の決定事項をカルテに追記し、改めて検討課題は「完了」とすることを確認。（令和2年10月12日 第63回検討部会）</li> </ul>

#### ◆市民と議会が話し合う場づくり

- ・議会のあり方等検討特別委員会において「直接、市民と議会が話し合う場づくり」として、議会報告会の扱いを議論した結果、2ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における「所管事務調査」活動としてテーマを掲げ、市民（団体）との協議を行い、市長に政策提言を行う。

議会としての議論のあり方を調査・研究し、ある程度、力のついたところで市民への議会報告会を行うこととした。

- ・議会報告会を行うことは、二つの意味があり、議会報告での広報の部分と、直接市民から様々な意見を聞き、政策に結びつける広聴の部分がある。
- ・広報については、現在、様々なメディアを通じて提供しており、平成23年9月からは、定例会をまとめた「こんにちは！市議会です」を広聴広報委員会で作成し、ケーブルTVでの放送とインターネットによる配信を行っている。

また、広聴部分については、「所管事務調査」において行っているが、今後どのように拡大していくのか検討していく。

- ・議会基本条例第3条の定義では、この条例において「市民」とは市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人、その他の団体をいうことで「市民」の定義を定めた。
- ・今後、「市民」から、フリーテーマで意見をいただくのか、政策テーマを設けて意見をいただくのか、議会改革推進会議「検討部会」での議論が必要と考える。